

第二十一條

前項の如く、本協会の役員及び職員は、本協会の規約に定められたる資格を有する者とする。

又

第二十二條

本協会の役員及び職員は、本協会の規約に定められたる資格を有する者とする。

第二十三條

本協会の役員及び職員は、本協会の規約に定められたる資格を有する者とする。

第二十四條

本協会の役員及び職員は、本協会の規約に定められたる資格を有する者とする。

第二十五條

本協会の役員及び職員は、本協会の規約に定められたる資格を有する者とする。

第二十六條

本協会の役員及び職員は、本協会の規約に定められたる資格を有する者とする。

第二十七條

本協会の役員及び職員は、本協会の規約に定められたる資格を有する者とする。

第卅四條

支部規約ハ支部大會出席代議員數ノ三分ノ二以上ノ賛成ヲ得ルニ非ザレバ變更スルコトヲ得ズ